



1 用語解説

■ あ行

アンビシャス広場	「地域で遊ぶ子どもの姿を取り戻そう」の合言葉のもと、地域の大人が見守る子どもたちの居場所として奨励している事業（福岡県）。放課後や休日、アンビシャス広場へ行くと、さまざまな年齢の友達や地域の大人と一緒に遊んだり、学習をしたり、さまざまな経験やふれあいをすることができる。
育児休業	働いている人が、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は最長で2歳）に達するまでの間、子どもを養育するために取得できる休業のこと。

■ か行

家庭教育	親や、これに準ずる人が子どもに対して行う教育のことで、すべての教育の出発点となるもの。乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担うもので、人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、創造力、企画力を培われるものとされている。
教育・保育施設	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に規定する認定こども園、「学校教育法」に規定する幼稚園、「児童福祉法」に規定する保育所をいう。

<p>合計特殊出生率</p>	<p>人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。</p>
<p>子育て世代包括支援センター</p>	<p>主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点のこと。</p>
<p>子ども・子育て関連3法</p>	<p>「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。</p>

■ さ行

<p>次世代育成支援対策推進法</p>	<p>次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成27年までの10年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成17年4月1日から施行されている法律のこと。</p>
<p>児童発達支援</p>	<p>集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等の支援を行うもの。 児童発達支援には、児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」がある。</p>

情報リテラシー	<p>インターネットの普及により情報が何でも容易に得られるような環境の中で、自分が必要とする情報を的確に収集したり、適切に情報を発信したりできるようになるなど、情報を適切に扱える能力をいう。</p>
食育	<p>平成17年7月に施行された「食育基本法」に基づいた取り組みで、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「さまざまな経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられている。</p>
出生率	<p>一定人口に対するその年の出生数の割合。人口1,000人あたりの年間出生児数の割合をいう。</p>
スクールソーシャルワーカー	<p>学校だけでは対応が困難な事例等に対して、関係機関と調整・連携を図りながら、子どもを取り巻く環境の改善を図るため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒や保護者の相談に応じたり、福祉機関等とのネットワークを活用して援助を行う専門家。</p>

■ た行

男女共同参画社会	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。</p>
-----------------	--

<p>地域子ども子育て支援事業</p>	<p>子ども・子育て支援法第 59 条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。</p>
<p>特別支援教育</p>	<p>障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。</p>

■ **な行**

<p>認定こども園</p>	<p>幼稚園と保育所（園）の機能や特長をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設のこと、以下の4つのタイプがある。</p> <p>①幼保連携型：認可幼稚園と認可保育所（園）とが連携して一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ。</p> <p>②幼稚園型：認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。</p> <p>③保育所（園）型：認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。</p> <p>④地方裁量型：幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ。</p>
----------------------	---

■は行

<p>バリアフリー</p>	<p>障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差等を取り除くこと。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。</p>
<p>ブックスタート</p>	<p>「絵本」を抱っこされながら読んでもらうことで、赤ちゃんが人と一緒にいるぬくもりを感じながら、優しく語りかけてもらう時間をもつことを応援する運動。</p>
<p>フレックスタイム制</p>	<p>労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、生活と業務との調和を図りながら効率的に働くことができる制度。</p>

■ま行

<p>マルチメディアデイズ</p>	<p>パソコンを使用した音声図書の一つ。音声とその部分のテキストや画像等がシンクロナイズ（同期）して出力されるため、LD（学習障害）等の発達障害や弱視等の視覚障害、その他の障がいのある人等、さまざまな人が読書を楽しむことができる。</p>
<p>メディア・リテラシー</p>	<p>メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。青少年の育成においては、流れてくる情報の良し悪しや意図するところを理解し、情報に流されない主体的なあり方が望まれる。</p>

■ や行

ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人がかかりやすく、利用可能であるようにデザインされた製品、建物、空間を指す。
要保護児童	児童福祉法第6条において定められる、「保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」及び「保護者のない児童」を指す（被虐待児童・非行児童・孤児等）。

■ ら行

療育	発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。
-----------	---

2 小郡市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 21 日
条例第 28 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、小郡市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を審議するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議の委員は、15 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・健康部子育て支援課において処理する。

(平 30 条例 16・一部改正)

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 23 日条例第 16 号)

この条例は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

3 小郡市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、順不同)

	氏名	所属団体名など
委員長	迫本 幸二	西南学院大学
委員	末次 由美	小郡市民生委員児童委員協議会
委員	山下 嘉成 (交代前)	小学校長会代表
	渡邊 正則 (交代後)	
委員	組坂 幸喜	九州大谷短期大学
副委員長	梶原 潔	小郡市保育協会代表
委員	大石 悦子	幼稚園長代表
委員	能塚 治一郎	小郡市社会福祉協議会
委員	岸 良至	自立支援協議会子ども育成部会事業者代表
委員	飯田 悦子	シルバーママサービス
委員	鈴木 圭一 (交代前)	小郡市学童保育所連絡協議会
	古賀 弘文 (交代後)	
委員	篠原 博秋	小郡市小学校PTA連絡協議会代表
委員	樺島 幸一	公募 (子育て支援ボランティア等)
委員	廣田 恵美	公募 (保育所 (園) 保護者代表)
委員	勢嶋 由起子	公募 (幼稚園保護者代表)
委員	山本 津多恵	公募 (子育て世代保護者代表)

4 小郡市子ども・子育て会議開催経過

	開催内容	開催年月日
第1回	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援事業計画の概要 ○子育てを取り巻く国の動向及び子どもの貧困対策計画について ○計画策定フロー・スケジュール ○子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定に伴うニーズ調査案について 	平成31年 1月15日
第2回	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援事業計画進行管理に伴う調査結果について ○小郡市子ども・子育て支援事業計画（第1期）の見直しについて ○子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定に伴うニーズ調査結果について 	平成31年 3月25日
第3回	<ul style="list-style-type: none"> ○「小郡市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」の策定に向けて ○子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定に伴うニーズ調査結果について ○計画策定に係る団体ヒアリングについて ○計画策定に係るワークショップについて 	令和元年 5月29日
第4回	<ul style="list-style-type: none"> ○計画（第2期）骨子案について ○計画（第2期）における量の見込みについて 	令和元年 9月4日
第5回	<ul style="list-style-type: none"> ○計画（第1期）事業評価及び計画（第2期）（案）について ○ワークショップ（子育てCafé）の報告 ○計画（第2期）における量の見込みに対する確保方策について 	令和元年 10月17日
第6回	<ul style="list-style-type: none"> ○小郡市子ども・子育て支援事業計画（第2期）案について ○パブリック・コメントの実施について 	令和元年 12月19日
第7回 (開催 中止)	<ul style="list-style-type: none"> ○小郡市子ども・子育て支援事業計画（第2期）案について ○パブリック・コメントの結果について <p>※第7回会議は、新型コロナウイルス感染症対策のため開催中止。 後日、文書により小郡市子ども・子育て支援事業計画（第2期）案について承認。</p>	令和2年 2月27日 (開催中止)

小郡市子ども・子育て支援事業計画（第2期）

発行年月 令和2年3月

発行 福岡県 小郡市

編集 小郡市 子ども・健康部 子育て支援課

〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255-1

TEL : 0942-72-2111 / FAX : 0942-73-4466